

○信書便事業者に対する税制特例措置

1 事業所税（地方税：市町村税）

納税義務者：課税団体（※）区域内で事業を行う法人又は個人
課税団体は、指定都市等（69団体）が該当。

- 東京都（特別区の存する区域）
- 指定都市 札幌市 仙台市 千葉市 さいたま市 川崎市 横浜市 静岡市
名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市
- 首都圏整備法の既成都市区域を有する市 武蔵野市 三鷹市 川口市
- 近畿圏整備法の既成市街地を有する市 守口市 東大阪市 堺市 尼崎市 西宮市
芦屋市
- 上記以外で政令で指定する都市（人口30万人以上）
（北海道地方）旭川市
（東北地方）秋田市 郡山市 いわき市
（関東地方）宇都宮市 川越市 所沢市 市川市 船橋市 越谷市
松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市 相模原市
（中部地方）新潟市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 浜松市 豊橋市
岡崎市 豊田市
（近畿地方）豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 奈良市 和歌山市
（中国地方）岡山市 倉敷市 福山市
（四国地方）高松市 松山市 高知市
（九州地方）長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市
（沖縄地方）那覇市

課税客体：事業所床面積（資産割）、従業者給与総額（従業者割）

納税方法：申告納税

納 期：法人（毎事業年度終了の日から2か月以内）、個人（翌年の3月15日）

課税標準：資産割（事業所床面積（㎡）×600円）＋従業者割（従業者給与総額×0.25%）

免 税 点：資産割（課税団体区域内の各事業所の事業所床面積の合計が1,000㎡以下）

従業者割（課税団体区域内の各事業所の従業者の数の合計が100人以下）

税制特例：一般信書便事業の用に供する施設（非課税措置）

特定信書便事業の用に供する施設（課税標準の特例措置（2分の1控除））

（注）他に行っている事業と共用する部分については、特例措置の対象とはなりません。

2 中小企業投資促進税制（国税：法人税・所得税）

対象者：青色申告書を提出する個人又は資本金1億円以下の中小法人等

（注）個人は、常時使用する従業者の数が1,000人以下の者に限られます。

法人は、資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人のうち以下の①若しくは②以外のもの又は資本若しくは出資を有していない法人のうち常時使用する従業者の数が1,000人以下のものに限られます。

① 発行済株式総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業者の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）の所有に属している法人

② ①のほか、その発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

対象となる設備：

○機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上（リースの場合はリース料の総額が210万円以上）のもの

○特定の器具・備品（電子計算機、デジタル複写機等（※））で1台又は1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が120万円以上（リースの場合はリース料の総額が160万円以上）のもの

（※）電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボックステレホン設備、電子ファイリング設備、マイクロフィルム設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器

○普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）、内航船舶（ただし取得価額の75%が対象）

特例措置の内容：

【取得の場合】

7%の税額控除又は30%の特別償却が可能（ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみ。）

【リースの場合】（内航船舶を除く）

リース費用の総額の60%について、7%の税額控除が可能。

手続の流れ

① 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。

② 取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

③ 適用期間は、平成18年3月31日までです。